

公立置賜総合病院看護部における点滴・静脈注射 (CVポート刺入・抜針含む)の実施に関する基準

企業団の方針

1. 法的な根拠に基づき静脈注射を実施する
2. 患者の安全を確保できる（高度な倫理性、知識・技術、判断力）
3. チーム医療による質の高い医療・看護の提供ができる（患者の救命・QOLを尊重）

看護師による静脈注射の実施範囲及び基本的考え方

1. レベル 1

- 1) 臨時応急の手当てとして看護師が実施することができる

（医療行為の実施には保健師助産師看護師法 第 37 条に基づき医師の指示が必要であるが、以下の行為は患者のリスクを回避し、安全・安楽を確保するよう、臨機応変の手当てとして看護師の判断によって行う）

- ①（緊急時の）末梢からの血管確保
- ② 異常時の中止、注射針（末梢静脈）の抜去

2. レベル 2

- 1) 医師の指示に基づき、看護師が実施することができる

- ① 水分・電解質製剤の静脈注射、短時間持続注入の点滴静脈注射
- ② 糖質・アミノ酸・脂肪製剤の静脈注射、短時間持続注入の点滴静脈注射
- ③ 抗生物質の静脈注射、短時間持続注入の点滴静脈注射
- ④ 輸液ボトルの交換・輸液ラインの管理
- ⑤ 上述薬剤投与時の陽圧ロック（生食ロック、ヘパリンロック）
- ⑥ 中心静脈カテーテル挿入中の患者の輸液バッグ交換、輸液ラインの管理
- ⑦ 中心静脈カテーテルラインからの上述薬剤の混注
- ⑧ 麻薬の追加

3. レベル 3

- 1) 原則、医師の指示に基づき、一定以上の臨床経験を有し、かつ、専門の教育を受けた看護師のみが実施することができる

- ① 循環動態への影響が大きい薬物の静脈注射、点滴静脈注射
- ② 麻薬の静脈注射、点滴静脈注射
- ③ 免疫チェックポイント阻害薬の点滴静脈注射

* ① ② ③は、薬理薬剤の基本的知識、薬理作用・副作用、薬剤の取り扱い、症例を用いた薬剤の適用方法の理解をした上、実施する。

4. レベル 4

1) 看護師は以下の行為を実施しない

- ① 抗がん剤など、細胞毒性の強い薬物の静脈注射、点滴静脈注射
- ② 麻酔薬の投与
- ③ 切開、縫合を伴う血管確保、及びそのカテーテル抜去
- ④ 中心静脈カテーテル挿入、抜去

* ① および ②は、薬液の追加は可能とする

5. 小児の場合は、臨機応変に対応する

2011年1月作成

2012年8月改正

2014年4月改正

2018年9月改正